高圧ガス製造開始届について

１　第一種製造者は、許可を受けて高圧ガスの製造を開始した場合は、開始届が必要です。

　　高圧ガス保安法第５条に基づく製造許可を受けた第一種製造者が高圧ガスの製造を開始したときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 部数 |
| 高圧ガス製造開始届書（一般則様式第２３、液石則様式第２２） | 1 |

　※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２３（一般則第４２条）、様式第２２（液石第４２条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 高圧ガス製造開始届書 | 一　般液　石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　年 月 日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 |
| 事業所所在地 | 〒 |
| 製造開始年月日 |  |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。